

いわて 公益法人だより



臨時号
(R7年1月発行)

岩手県公益認定等審議会事務局
(岩手県総務部行政経営推進課)
TEL 019-629-5086・5039(直)

【INDEX】

【事務局からのお知らせ】	P1
制度改革の全体像について	P2
新制度における外部理事・監事の設置について(公益法人)	P3～5
モデル定款の改訂について(公益法人)	P6
法人の連絡先アドレスについて(公益法人・移行法人)	P7～8

【事務局からのお知らせ】

本年もよろしくお願いいたします。

令和7年4月に施行される制度改革に向け、事務局では今後制度改革に関する情報を臨時号として発信していきます。(初回に限り、通知と合わせ郵送でもお送りしておりますので御了承ください。)

内閣府では、新制度に関する情報を公益法人インフォメーション特集ページにおいて順次更新しています。定期的に確認のうえ新制度に備え御準備いただくようお願いします。

制度改革の全体像について

主な改正事項は以下のとおりです。

今回は「外部理事・監事」に関する事項をお知らせします。

来月以降も、その他の事項を順次お知らせしていく予定です。

		法律	政令・内閣府令	ガイドライン	会計基準	その他
公益法人制度	財務規律の柔軟化・明確化	・ 中期的収支均衡 ・ 公益充実資金 ・ 使途不特定財産（公益目的事業継続予備財産）	・ 中期的収支均衡の期間（5年）、判定方法 ・ 公益充実資金の積立・管理 ・ 「予備財産」の要件 等	・ 法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理	・ 財務規律適合性に関する情報開示	
	行政手続の簡素化・合理化	・ 収益事業等の変更の届出化	・ 公益性の判断に大きな影響を与えない事項の届出化	・ 公益認定基準・申請書記載事項の明確化 ・ 変更認定事項と届出事項の判断基準の明確化 ・ 提出書類の簡素化・合理化	・ 財務諸表による情報開示を踏まえた別表の廃止・簡素化	・ 行政庁の判断ばらつき防止（マニュアル整備、職員研修）
	法人運営の透明性向上	・ 法人の責務、国による支援 ・ 行政による財産目録等の公表	・ 開示情報の充実	・ 法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理	・ 財務諸表における情報開示の充実	・ 一元的な情報提供プラットフォームの整備
	わかりやすい財務情報の開示	・ 区分経理の原則義務付け	・ 区分経理の方法 ・ 公益目的取得財産残額の算定方法見直し（別表Hの廃止）等	・ 法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理	・ 「わかりやすい財務諸表」への見直し	・ 区分経理、新会計基準への法人対応支援
	法人の自律的なガバナンスの充実	・ 法人の責務、国による支援 ・ 外部理事・監事 ・ ガバナンス取組の事業報告記載	・ 外部理事（小規模法人特例の範囲） ・ 会計監査人の必置範囲拡大	・ 法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理		・ ガバナンス取組事例等の発信（インパクト測定・マネジメント含む）
	行政による適正な事後チェック			・ 監督の考え方の明確化 ・ 定期的・網羅的な立入検査の見直し		・ 立入検査の重点化
	民間公益活動活性化のための環境整備			・ 出資（公益目的事業として／資産運用として）の考え方を明確化		・ 公益法人DX ・ 広報・啓発・法人等との対話

新制度における外部理事・監事の設置について(1)

令和7年4月1日より新しい公益法人制度が始まります。

今回新たに導入される外部理事・監事についてその要件等を御紹介します。公益法人の皆様におかれましては、新制度施行に向けた準備をお願いいたします。

外部理事について

令和7年4月1日(新制度施行日)より、理事の1人以上は、法人外部の人材を選任することが公益認定の基準となります。施行の際に現存する公益法人は、当該公益法人の全ての理事の任期が満了する日の翌日から外部理事設置の規定が適用されることとなります(改正法附則第5条第2項)。なお、**損益計算書の収益の額が3,000万円未満、かつ費用及び損失の額が3,000万円未満の法人については適用除外となります(認定令第7条)。**

外部理事は、次の全てを満たす者です。

- (1) 当該法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人ではなく、かつ、その就任前10年間に当該法人又は子法人の業務執行理事又は使用人であったことがない者(認定法第5条15号)
- (2)-1 公益社団法人である場合はその社員でない者(認定規則第4条第1号)
 - 2 社員が法人である場合は、その役員又は使用人でない者(同条第3号)
- (3)-1 公益財団法人である場合は、その設立者でない者(同条第2号)
 - 2 設立者が法人である場合は、当該法人又はその子法人の役員又は使用人でない者(同条第4号)

新制度における外部理事・監事の設置について(2)

外部監事について

令和7年4月1日(新制度施行日)より、監事の1人以上は、法人外部の人材を選任することが公益認定の基準となります。施行の際に現存する公益法人は、当該公益法人の全ての監事の任期が満了する日の翌日から外部監事設置の規定が適用されることとなります(改正法附則第5条第3項)。なお、**監事については、適用除外規定は設けられていません。**

外部監事は、次の全てを満たす者です。

- (1) 当該法人又はその子法人の理事又は使用人ではなく、かつ、その就任前10年間に当該法人又は子法人の理事又は使用人であったことがない者(認定法第5条16号)
- (2)-1 公益社団法人である場合はその社員でない者(認定規則第5条第1号)
 - 2 社員が法人である場合は、その役員又は使用人でない者(同条第3号)
- (3)-1 公益財団法人である場合は、その設立者でない者(同条第2号)
 - 2 設立者が法人である場合は、当該法人又はその子法人の役員又は使用人でない者(同条第4号)

新制度における外部理事・監事の設置について(3)

所要の時期までに外部理事・監事の設置が難しい場合には、合理的な理由を説明いただくこととなります。内閣府の改訂ガイドラインには以下のとおり記載しているところです。

(1) 新制度施行直後

外部理事・監事について、改正認定令及び改正認定規則の公布(令和6年10月30日)以降、遅滞なく、外部理事・監事の選任、定款等の改訂等の準備を開始したにも関わらず、外部理事・監事の設置を行うことができなかった場合や、外部理事について、新制度施行直後に提出予定の事業報告の数値により外部理事を選任する必要が生じた法人が、急遽の外部理事の選任、定款等の改訂等を行うことができない場合には、外部理事・監事の選任に係る手続の状況や選任までの見通しなどについて行政庁から法人に説明を求めることとし、やむを得ず困難であると認められる場合には、基本的に本件に対する監督は行わないこととする。

(2) 外部理事について、突発的に収益及び費用・損失が3,000万円以上となった場合

突発的に収益及び費用・損失が3,000万円以上となった法人等に直ちに外部理事を選任することや定款の改訂等を行うことは容易ではないところ、外部理事を公益認定基準とした趣旨に鑑みれば、適切な者を選任することが重要であり、外部理事の選任には一定の期間を要するものと考えられる。これらを踏まえ、外部理事の設置に係る監督については、法人に対し外部理事の選任に係る手続の状況や選任までの見通しなどについて説明を求めることとし、法人の置かれた状況や諸般の事情を考慮して行うこととする。

モデル定款の改訂について

内閣府では、主に公益認定を受けようとする一般法人の実務に資することを目的として、公益認定の基準に適合する定款といえるために必要な条項等を示し「公益認定のための「定款」について」(以下「モデル定款」)を公開しています。

今般、認定法令の改正、「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」(以下「ガイドライン」)の改訂等に伴い、モデル定款についても所要の見直しを行い、令和6年12月改訂版を公開しました。

今回のモデル定款の改訂については、上記の認定法令の改正による条項の移動(例えば、公益目的取得財産残額の贈与先に係る規定が認定法第5条第17号から同条第20号に移動)に対応するなど、主に形式的な修正を行ったものとなります。

既存の定款においては、上記の「認定法第5条第17号」のように、改正前の認定法の条項で定めている例があるものと考えられます。**定款の変更自体は各法人の判断において行っていたくものであり、先般改訂されたガイドラインにおいても、「既存の定款の定めについては、当然に読み替えるものと解釈し、他の定款変更の必要がある機会に合わせて変更すれば足りるものとして差し支えない。」**などとしています(ガイドライン第4章第9参照)。

令和7年4月1日施行の改正認定法令等を踏まえた定款変更をする場合は、今般改訂したモデル定款(令和6年12月改訂版)を御活用ください。

【モデル定款(内閣府)】

<https://www.koeki-info.go.jp/regulation/teikan.html>

法人の連絡先アドレスについて(1)

法人の皆さまへは、電子申請システムに登録されているメールアドレスあてに通知等を発信しています。メールが届かない法人へは有効なアドレスであるか確認をお願いしておりますが、**メールが届いている法人の皆さまについても、アドレスの定期的な見直しをお願いします。**

★ 受信できない場合に考えられること

- ・ 事務担当者の個人アドレスを設定しており、異動による変更が反映されていない
- ・ メールソフトの迷惑メール対策によるもの
- ・ アドレス登録時の文字入力誤り(「.(ピリオド)」と「,(カンマ)」の打ち間違い等)

★ 登録メールアドレスを変更する場合

- ① 公益法人インフォメーションの電子申請窓口からログイン。
- ② ホーム画面の法人名表示箇所の[法人情報を変更する] をクリック。

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト
公益法人 **i**nformation

文字サイズの変更 標準 太 特大 ログアウト S001

ホーム 電子申請・届出、状況照会を行う 過去の申請を見る 行政庁からの通知を見る 電子申請マニュアル

ホーム

現在、アナウンス情報はありません。 状況を更新

法人名 : コウエキザイダンホウジンテストギョウセイチョウイワテンケンギョウカイエー
公益財団法人テスト行政庁 (岩手県) 協会 A
法人コード : A025036
最終ログイン日時 : 令和6年11月25日 14:36:24

法人情報を変更する 代理人を追加・編集する

<電子申請システムの御利用に当たって>
定期提出書類の御準備に当たりましては、「重要なお知らせ」に掲載中の簡易マニュアルを御一読いただきますようお願いいたします。

法人の連絡先アドレスについて(2)

- ③ 『メールアドレス(通知用)』に変更後アドレスを入力。

メールアドレス(通知用)	例) mailaddress@pictis.go.jp (半角英数2000桁以内)
	<div></div>
必須	<p>※半角カンマ「,」で区切って入力してください。</p> <p>※申請・届出などの受付確認、その他の修正のお知らせなどに使用しますので、 普段よく使うアドレスを複数個指定することをお勧めします。</p> <p>▼テストメール送信</p>

- ④ ページ右下 [▼変更内容を確認](#) をクリックし、次ページへ。

- ⑤ [↑法人情報を変更する](#) をクリック。(更新完了)